

綾川町パートナーシップ宣誓制度

利用の手引き



香川県綾歌郡綾川町

はじめに

綾川町では、町民一人ひとりの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きられる社会の実現をめざしています。この理念に基づき、LGBT など性的少数者の方のパートナー関係を尊重するために、令和4年(2022年)4月からパートナーシップ宣誓制度を導入します。

本制度は、法律上の婚姻関係とは異なり、一方又は双方が LGBT など性的少数者であるお二人が、お互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力することを約した関係であることを宣誓し、町が公的に証明する制度です。

性的少数者(性的マイノリティ)とは？

人の性は、単に男と女に二分できるものではなく、「からだの性」「こころの性」「好きになる性」などの組合せやその割合など、そのあり様は非常に多様です。

性的少数者(性的マイノリティ)とは、どの性別を恋愛の対象とするかを表す「性的指向」や、自分の性別についての認識である「性自認」が多数の人とは異なる人のことをいいます。

1. パートナーシップの宣誓ができる方

パートナーシップの宣誓をするには、一方又は双方が性的少数者であることや真にパートナーシップの関係があることのほかに、以下の①～⑤の要件をすべて満たす必要があります。

① 成年に達していること

- ・双方とも年齢は満18歳以上(※)の方。

※令和4年4月から成年年齢が18歳以上になります。

② 綾川町民であること、又は転入予定であること

- ・町内に住所を有しているか、転入を予定している方。
- ・転入予定の方は綾川町に転入する予定が記載された転出証明書を提出してください。(宣誓日から3か月以内に住民票の写しを提出してください。)

③ 配偶者がいないこと

- ・戸籍抄本又は独身証明書で確認します。

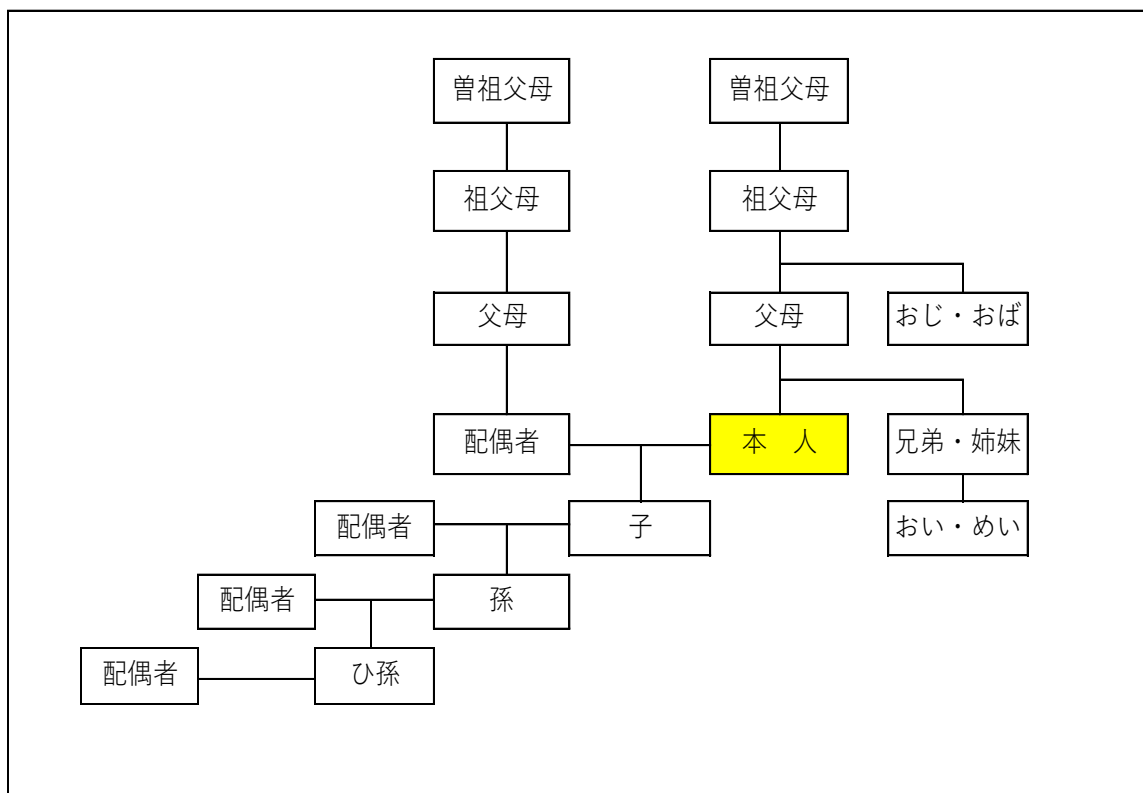
④ 宣誓者以外の方とパートナーシップの関係にないこと

- ・同様の制度を実施している他の自治体等で、宣誓者以外の方とパートナーシップの宣誓や登録を行っている方は、綾川町において宣誓することはできません。

⑤ 宣誓者同士の関係が近親者でないこと

- ・民法の規定により、婚姻できない関係にある方（三親等以内の親族）とは宣誓することができません。（下記図参照）
- ・ただし、パートナーシップに基づく養子縁組をしているお二人が近親者となっている場合は、宣誓が可能です。

「パートナーシップの宣誓をすることができない関係の範囲」



2、パートナーシップ宣誓証明書交付までの流れ

① 事前予約(電話かメールで必ず予約)

- ・宣誓希望日の原則7日前(土・日・祝日及び年末年始は除く)までに必ず住民生活課へ電話又はメールで予約してください。
- ・予約時に以下のことをお伝えください。
 - ①氏名・通称名(希望者のみ)、外国籍の方は国籍
 - ②電話番号
 - ③住 所
 - ④宣誓希望日(第1希望～第3希望まで)
 - ⑤宣誓時の個室の希望の有無

予約なしで宣誓書を提出された場合、スムーズな対応ができない可能性がありますので、必ず住民生活課へ電話又はメールでご予約をお願いします。

宣誓予約先:綾川町役場 住民生活課

TEL:087-876-1114

メール:jinken@town.ayagawa.lg.jp

受付時間:平日(土日祝日及び年末年始を除く) 8:30～17:15

② 事前に用意するもの(3、宣誓時にご用意いただくものを参照)

【提出書類】

- (1)住民票の写し
- (2)戸籍抄本や独身証明書

外国籍の方は、在日大使館や領事館等が発行した婚姻要件具備証明書等及びその日本語訳

【提示書類】

個人番号カード(マイナンバーカード)・運転免許証・パスポート・在留カード等

※通称名の使用を希望される方は、日常生活において当該通称名を使用していることを確認できる書類

③ パートナーシップの宣誓(宣誓当日)

- ・予約した日時に、お二人でお越しください。町職員立会いのもと、宣誓書に必要事項を記入し、必要書類とともに提出してください。
- ・本人確認及び宣誓内容や要件を確認します。
- ・書類に不備や不足がある場合などは、宣誓日を延期させていただくことがあります。

③ 宣誓証明書等の交付

- ・書類に不備や不足がなければ、パートナーシップ宣誓証明書(カード)を交付します。
基本的には即日交付いたしますが、交付までのお時間を1時間程度いただきます。

3、宣誓時にご用意いただくもの

パートナーシップの宣誓をするには、以下の書類をご準備いただく必要があります。

① 住民票の写し

- ・3か月以内に発行されたものをご用意ください。
- ・転入予定の方は、綾川町に転入する予定が記載された転出証明書を提出してください。
宣誓書に転入予定日を記入していただき、宣誓日から3か月以内に本町の住所が記載された住民票の写しを提出してください。

② 現に婚姻していないことを証明する書類

- ・戸籍抄本や独身証明書等(3か月以内に発行されたものをお持ちください)
※外国籍の方は、配偶者がいないことを確認できる大使館等公的機関が発行する婚姻要件具備証明書等に日本語訳を添付して提出してください。

③ 本人確認ができるもの(下記以外に町長が必要と認める書類を提示していただくことがあります。)

(1) 1点の提示で足りるもの(顔写真があるもの)

- ・個人番号カード(マイナンバーカード)
- ・旅券(パスポート)
- ・運転免許証
- ・住民基本台帳カード(顔写真有り)
- ・障害者手帳
- ・在留カード又は特別永住者証明書
- ・その他、官公署が発行したもの(顔写真有り)等
※有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。

(2) 2点の提示が必要なもの(顔写真がないもの)

- ・健康保険証
- ・住民基本台帳カード(顔写真なし)
- ・介護保険被保険者証
- ・基礎年金番号通知書(年金手帳)・年金証書
- ・その他、官公署が発行したもの等
※「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載されたものに限ります。
※有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。

(3) 通称名を使用が確認できる書類(通称名を使用する場合のみ)

宣誓の際に戸籍上の氏名ではなく、通称名を使用する場合には、その名前を社会生活の中で日常的に使用していることが客観的にわかるものが必要です。

【通称名が記載されているものの例】

- ・各種郵便物 ・社員証 ・学生証 ・公共料金の請求書 ・病院の診察券 など

よくある質問

Q1 パートナーシップ宣誓制度と婚姻制度の違いはなんですか。

- A1 婚姻を行うと、民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利や税金の控除、親族の扶養義務等、様々な権利・義務が発生します。
- 一方、綾川町のパートナーシップ宣誓制度は、要綱に基づいて行われるものであり、婚姻のような法的な効力はありません。また、宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることはありません。

Q2 パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか。

- A2 宣誓や宣誓証明書の交付には、費用はかかりません。
- ただし、宣誓の際に提出いただく必要書類の交付手数料等は自己負担となります。

Q3 宣誓証明書は即日交付されますか。

- A3 提出された書類等に不備はなく、宣誓が適当と認められる場合は即日交付いたします。
- ただし、内容確認等に時間を要する場合がありますのでご了承ください。

Q4 パートナーと同居していないと宣誓できませんか。

- A4 宣誓の時点で同居している必要はありません。

Q5 綾川町民でないと宣誓できないのですか。

- A5 現在、一方又は双方が町外に住所を有している場合も、転入を予定している方であれば宣誓できます。なお、転入予定で宣誓する場合は、宣誓後 3 か月以内に、町内へ転入したことを証明する住民票の写しの提出が必要です。

Q6 通称名は使用できますか。

- A6 性別違和等の理由により、町長が認める場合は通称名を使用することができます。なお、その際は通称を日常的に使用していることが分かる書類(郵便物や社員証等)の写しを提出してください。また、通称名を使用した場合は、交付する宣誓証明書又は証明カードの裏面に戸籍上の氏名を記載します。

Q7 代理で宣誓してもらうことは可能ですか。

- A7 代理での宣誓はできません。必ず、宣誓者のお二人がそろって窓口にお越し下さい。なお、宣誓書に自署いただくことが原則ですが、何らかの理由により自署できない場合は、お二人の立会いの下、他の方による代筆は可能です。

Q8 宣誓証明書等を紛失したときは再交付できますか。

- A8 宣誓証明書又は証明カードの紛失やき損、氏名変更などの事情により、再交付を希望される場合には、申請書に基づき、宣誓証明書又は証明カードを再交付します。その場合も、事前に電話又はメールでご予約下さい。**ただし、町で宣誓書が保存されている場合に限りです。(町の宣誓書の保存年限は30年間です。)**なお、転居の場合は再交付の対象になりません。

Q9 関係を解消した場合はどうしたらいいですか。

- A9 パートナーシップを解消した場合は、宣誓証明書及び証明カードを添えて返還届を提出してください。

Q10 どのようなときに宣誓証明書等を返還しなければいけないですか。

- A10 パートナーシップの解消や一方が死亡したとき、一方又は双方が町外へ転出したなどのときは、返還届を提出し、宣誓証明書及び証明カードを返還していただきます。ただし、当事者の一方が転勤や親族の疾病、その他やむを得ない事情により、一時的に転出する場合を除きます。

Q11 成りすましや偽造等の悪用はされませんか。

- A11 町が宣誓を受ける際には、住民票の写しや現に婚姻していないことを証明する書類と本人確認を行うため運転免許証等の提示を求めることで、成りすまし等の悪用を防止します。なお、パートナーシップ宣誓証明書を虚偽等により交付を受けたこと、また、不正に利用したことが判明したとき(偽造等も含む。)は、当該パートナーシップの宣誓を取り消し、宣誓証明書及び証明カードを返還していただきます。

Q12 法的効力がないのに、なぜ制度を導入するのですか。

- A12 この制度は、綾川町がお二人のパートナーシップの関係を認め尊重することで、当事者が抱える様々な不安や困難を軽減する一つ的手段になることを目指しています。また、本制度の導入により、多様性への社会的理解が広がり、差別や偏見のない誰もが自分らしく生きられる社会になることも期待しています。

Q13 制度利用に際し、プライバシーは守られますか。

- A13 宣誓される当事者のプライバシー保護の観点から、個室スペースで宣誓を行っていただくことが可能です。事前予約の際にお申し出ください。また、提出書類や記載内容等の個人情報は必ず守られます。

Q14 養子縁組していると宣誓できませんか。

- A14 パートナーシップにあるお二人が、様々な事情により婚姻を選択できない現状を考慮し、養子と養親の関係にある場合でもパートナーシップ宣誓を認めています。

Q15 外国籍の人でも宣誓できますか。

A15 外国籍の人でも宣誓できます。その場合、婚姻要件具備証明書(独身証明書)等の配偶者がいないことが確認できる書類に日本語訳を添付して提出ください。婚姻要件具備証明書(独身証明書)等の書類については、大使館・領事館等にご相談ください。なお、パートナーシップの宣誓をしても、在留資格や在留期間は変わりません。

Q16 私たちは、法的には私が女性、パートナーが男性のカップルです。

宣誓はできますか。

A16 宣誓しようとしているお二人の一方もしくは双方が、性的少数者(性的マイノリティ)にあたるのであれば、宣誓は可能です。どちらも性的少数者(性的マイノリティ)にあたらない場合は、制度の対象となりません。

Q17 宣誓証明書等はどうのように利用できますか。

A17 町の制度では、町営住宅の申込や陶病院においてのパートナーの病状説明等に利用できます。今後利用できるサービスを増やしていくとともに、随時お知らせしてまいります。また、民間事業者や町民の皆様に対しても、制度の趣旨を理解し、宣誓者に適切な対応を行うよう、証明書の利用等について周知・啓発を進めていく予定です。

性のあり方は多様です。ひとりで悩まず、まずは相談しましょう。

性的少数者やその家族、パートナーなど様々な悩みごとに関する相談窓口

性的少数者(LGBT)電話相談

電話番号 (087)832-3222

相談日時 毎月 第1月曜日・第3土曜日

18:00~21:00(年末年始を除く)

- ・こころの性とからだの性が一致せずに悩んでいる
- ・同性を好きになって悩んでいる
- ・職場の人や家族からLGBTだと打ち明けられて悩んでいる。

※この電話は、香川県から委託された「プライド香川」(当事者及び支援者で組織)の相談員がお受けします



ご不明な点は、綾川町役場 住民生活課までお気軽にお問い合わせください。

綾川町役場 住民生活課

〒761-2392 香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地

TEL: 087-876-1114 FAX : 087-876-3120

受付時間 平日(土日祝日及び年末年始を除く) 8:30~17:15

メール: jinken@town.ayagawa.lg.jp